

事故防止研修会等開催・参加助成金交付要綱

平成28年4月1日制定

公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、飲酒運転や健康障害等による交通事故や労働災害事故の未然防止を促進するため、研修会・講習会等(以下「研修会等」という)を開催又は参加する事業者に対して助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、トラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る) (以下「事業者」という)とする。

(助成対象事業及び助成額等)

第3条 助成金交付対象事業及び助成額等は次のとおりとする。

(1) 対象事業

- ・ 飲酒運転や健康障害等による交通事故及び労働災害事故の未然防止を促進するための研修会等を、事業者の主催事業として開催又は他の団体等が主催するものに参加。
- ・ 他の団体等が主催する研修会等への参加については、受講料5千円以上の研修会等(インストラクター資格取得を含む)とする。
- ・ 法律等で定められた義務的研修会等の開催及び参加は、助成の対象外とする。

(2) 研修会等の開催助成額

- ・ 1事業者1回10万円を限度とし、1事業者2回までとする。
- ・ 助成対象経費は、会場料、講師の謝金及び交通費、資料代、看板代とする。
- ・ 県外の事業所が県外で開催した場合は、助成の対象外とする。

(3) 研修会等への参加助成額

- ・ 1事業者1回2万円を限度とし、1事業者3名までとする。また、首都圏での参加の場合は、別に交通費として2万円を加算する。

(助成金申請受付期間)

第4条 助成金申請の受付期間は、2020年4月1日から2021年2月5日まで(予算枠に達した場合は、その時点で受付終了)とする。

(助成金交付申請)

第5条 助成を受けようとする事業者は、様式1の「事故防止研修会等開催・参加助成金交付申請書」により宮ト協に助成申請する。

(助成金の交付決定)

第6条 宮ト協は提出された申請を審査し、交付要件を満たすときは様式2の「事故防止研修会等開催・参加助成金交付決定通知書」により、申請者に通知する。

(実績報告・助成金の請求)

第7条 交付決定通知を受け研修会等を開催又は参加をしたとき、申請者は、様式3の「事故防止研修会等開催・参加実績報告書(助成金交付請求書)」により、2021年2月26日までに助成金の請求をする。

(助成金交付)

第8条 宮ト協は、前条の報告(交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、交付の決定内容及び付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第9条 交付決定後、申請内容の変更若しくは取下げる場合は、様式4の「事故防止研修会等開催・参加助成申請[変更・取下]届出書」を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は2020年4月1日から施行する。